6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Seiji Tomioka Vice Director General, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Dredging Works of the Waterway (−12m) at Tamashima Area, Port of Mizushima

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 17 February 2020

⑸　Time-limit for the submission of tenders by the electric bidding system : 1 : 30 P.M. 7 April 2020 (tenders brought or submitted by mail : 1 : 30 P.M. 7 April 2020)

⑹　Contact point for tender documentation : Hisayuki Yamauchi, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 14―15 Higashihakushima-cho, Naka-ku, Hiroshima-city, Hiroshima-Prefecture Japan 730―0004 TEL 082―511―3903

表―１

①入札説明書の配布期間　令和２年１月17日から令和２年４月７日（最終日は17時00分まで）

②申請書及び確認資料の提出期間　令和２年１月17日から令和２年２月17日９時30分から17時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

③入札書の提出期限　令和２年４月７日13時30分まで

④開札日時　令和２年４月10日13時30分

⑤入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　令和２年３月10日から令和２年４月７日（利付国債の提供の場合は、令和２年３月24日まで）

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年１月17日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　野口　英正

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　伊勢湾岸自動車道　名港東大橋耐震補強工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所　自）愛知県東海市新宝町
至）愛知県名古屋市港区

⑷　工事内容　本工事は、伊勢湾岸自動車道における名港東大橋の耐震補強を行うものである。

⑸　工事概算数量
制震ダンパー……32基
支承……10基
鋼部材の製作重量……約480ｔ
詳細設計……１式

⑹　工期　契約締結の翌日から1,440日間

⑺　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑻　本工事は、総合評価技術提案資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や契約単価項目が変更となる提案は不採用とする。

⑼　本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」を適用する。なお、電子入札により難いものは、「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」に基づき、契約責任者に届出を提出して郵送で行う紙入札方式によることができる。

⑽　契約制限価格を上回った場合の取扱い　本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。

見積協議方式とは、すべての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１社を協議相手として選定し、当社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。

⑾　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合は、この限りでない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

２　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合

当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「鋼橋上部工工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上である者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「鋼橋上部工工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上であること。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「鋼橋上部工工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上である者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「鋼橋上部工工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上であること。）の２者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。

⑷　施工実績　平成16年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する代表者の場合
求める実績
鋼斜張橋の新設又は補強を行った工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する代表者以外の場合
求める実績
鋼橋又は鋼製橋脚の新設又は補強を行った工事　求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、